

令和4年12月23日

関係団体各位

神奈川県環境農政局環境部大気水質課長
横浜市環境創造局環境保全部大気・音環境課長
川崎市環境局環境対策部環境対策推進課長
相模原市環境経済局環境保全課長
横須賀市環境部環境保全課長
平塚市環境部環境保全課長
藤沢市環境部環境保全課長

建築物等の解体・改修工事に係る事前調査について（依頼）

日頃から、環境行政の推進につきましては、御理解、御協力をいただき厚くお礼申し上げます。

さて、令和4年4月1日から、大気汚染防止法に基づき、建築物等の解体・改修工事を行う前に実施する石綿（アスベスト）の有無の調査に関する報告制度が始まりました。さらにこの調査は、令和5年10月1日からは資格者等が行う必要があります。

これらは石綿障害予防規則においても同様であるため、別添1の環境省作成のチラシ及び別添2の厚生労働省作成のチラシをお送りするとともに、別添3の環境省主催の石綿の飛散防止対策研修会の案内をお送りしますので、貴団体の会員の皆様方に周知いただきますようお願いいたします。

また、大気汚染防止法の前調査に関するQ&A集を別添4のとおり作成しましたので、御活用いただきますようお願いいたします。

○送付物

別添1 環境省チラシ

URL : <https://www.env.go.jp/content/000066250.pdf>

別添2 厚生労働省チラシ

URL : <https://www.ishiwata.mhlw.go.jp/pdf/leaflet-r4.pdf>

別添3 環境省主催の研修会の案内

URL : <https://www.env.go.jp/air/asbestos/workshop.html>

別添4 大気汚染防止法の前調査に関するQ&A集

問合せ先※

神奈川県環境農政局環境部大気水質課

電話 045-210-4111

横浜市環境創造局環境保全部大気・音環境課

電話 045-671-3843

川崎市環境局環境対策部環境対策推進課

電話 044-200-2526

相模原市環境経済局環境保全部

電話 042-769-8241

横須賀市環境部環境保全部

電話 046-822-8328

平塚市環境部環境保全部

電話 0463-21-9764

藤沢市環境部環境保全部

電話 0466-50-3519

※ 上記問合せ先は、工事の実施にあたっての施工関係者の 石綿飛散防止対策等（大気汚染防止法）に関するものであり、石綿ばく露防止措置等（石綿障害予防規則）については、次の問合せ先にお願いします。

神奈川県労働局労働基準部健康課

電話 045-211-7353

各労働基準監督署（次のURL参照）

https://jsite.mhlw.go.jp/kanagawa-roudoukyoku/madoguchi_annai/kankatu.html

建築物等の解体・補修時には石綿含有建材の調査が必要です

令和4年4月1日から、建築物等の解体等を行う前に実施する石綿含有建材の調査結果を都道府県等に報告する必要があります。

(大気汚染防止法第18条の15第6項)

※ 令和4年4月1日以前においても解体、改造、又は補修する建築物、工作物に、石綿含有建材が使用されているか否かを確認するための調査（事前調査）を実施する必要があります。

事前調査結果の報告は原則として、石綿事前調査結果報告システムにおいて行います。報告には、「gBizID」への登録が必要となります。「プライム」「エントリー」どちらの登録でも利用できます。

※ 「プライム」を取得した場合、一括申請機能を使用できます。

gBizID <https://gbiz-id.go.jp>



石綿事前調査結果報告システム

<https://www.ishiwata-houkoku.mhlw.go.jp>

※ 事前調査結果の報告は石綿障害予防規則に基づき、所管の労働基準監督署への報告も必要となります。石綿事前調査結果報告システムでは大気汚染防止法及び石綿障害予防規則に基づく報告を同時に行うことができます。



事前調査結果の報告が必要な工事

- ① 建築物を解体する作業を伴う建設工事^{※1}であって、当該作業の対象となる床面積の合計が80㎡以上であるもの
- ② 建築物を改造し、又は補修する作業を伴う建設工事^{※1}であって、当該作業の請負代金の合計額^{※2}が100万円以上であるもの
- ③ 工作物^{※3}を解体し、改造し、又は補修する作業を伴う建設工事^{※1}であって、当該作業の請負代金の合計額が100万円以上であるもの



上記以外の工事であっても、建築物等の解体・改修時には事前調査の実施、調査結果の保存等が必要です。

※1 解体、改造、又は補修の工事を同一の者が二以上の契約に分割して請け負う場合においては、これを一の契約で請け負ったものとみなします。

※2 請負代金の合計額は、材料費も含めた作業全体の請負代金の額をいい、事前調査の費用は含みませんが、消費税を含みます。また、請負契約が発生していない場合でも、請負人に施工させた場合の適正な請負代金相当額で判断します。

※3 対象となる工作物は、反応槽、加熱炉、ボイラー及び圧力容器、配管設備（建築物に設ける給水設備、排水設備、換気設備、暖房設備、冷房設備、排煙設備等の建築設備を除く）、焼却設備、煙突（建築物に設ける排煙設備等の建築設備を除く）、貯蔵設備（穀物を貯蔵するための設備を除く）、発電設備（太陽光発電設備及び風力発電設備を除く）、変電設備、配電設備、送電設備（ケーブルを含む）、トンネルの天井板、プラットホームの上家、遮音壁、軽量盛土保護パネル、鉄道の駅の地下式構造部分の壁及び天井板です。（令和2年10月7日 環境省告示第77号）

建築物の事前調査は必要な知識を有する以下の資格者等^{※4}に依頼する必要があります。【令和5年10月1日～】^{※5}

- ①一般建築物石綿含有建材調査者（一般調査者）
- ②特定建築物石綿含有建材調査者（特定調査者）
- ③一戸建て等石綿含有建材調査者（一戸建て等調査者）^{※6}

※4 義務付け適用前に（一社）日本アスベスト調査診断協会に登録され調査時点においても同協会に引き続き登録されている者も、「同等以上の能力を有する者」として認められています。

※5 令和5年10月1日までの間も、これらの資格者に調査を依頼することが望まれます。

※6 一戸建て等調査者は一戸建て住宅や共同住宅の住戸の内部のみ事前調査を行うことができます。

詳細については「建築物等の解体等に係る石綿ばく露防止及び石綿飛散漏えい防止対策徹底マニュアル（令和3年3月）」をご参照ください。

https://www.env.go.jp/air/asbestos/post_71.html



解体・改修・各種設備工事を行う施工業者の皆さまへ

事前調査は、
工事の規模にかかわらず
すべての工事が対象です



工事対象となるすべての範囲について
石綿が含まれているか事前に調査を
行う必要があります

事前調査結果の
報告は義務です

石綿事前調査結果報告システムを
使用すれば、パソコン・スマホから
24時間報告できます（※）



一定規模以上の工事は、施工業者（元請事業者）が
労働基準監督署と都道府県等に対して、事前調査結果の
報告をあらかじめ行う必要があります

（※）システムの使用が困難な場合は紙による報告もできます

事前調査は、
「建築物石綿含有建材調査者」
が行う必要があります！

令和5年 **10月1日**
着工の工事から!!

※

- ・ 特定建築物石綿含有建材調査者
- ・ 一般建築物石綿含有建材調査者
- ・ 一戸建て等石綿含有建材調査者
（一戸建て住宅・共同住宅は住戸の内部に限定）
- ・ 令和5年9月までに日本アスベスト
調査診断協会に登録された者



詳細は、石綿総合情報ポータルサイトを
ご確認ください
<https://www.ishiwata.mhlw.go.jp/>



事前調査結果の報告の対象となる工事・規模基準

以下に該当する工事は報告が必要です（石綿が無い場合も報告が必要です）。

▼ 工事の対象	▼ 工事の種類	▼ 報告対象となる範囲
すべての建築物 (建築物に設ける建築設備を含む)	解体	解体部分の床面積の合計が80㎡以上
	改修(※1)	請負金額が税込100万円以上
特定の工作物(※3)	解体・改修(※2)	請負金額が税込100万円以上

) 材料費も含めた工事全体の請負代金

※1 建築物の改修工事とは、建築物に現存する建材に何らかの変更を加える工事であって、建築物の解体工事以外のものをいい、リフォーム、修繕、各種設備工事、足場の設置、塗装や外壁補修等であって既存の躯体の一部の除去・切断・破砕・研磨・穿孔(穴開け)等を伴うものを含まず。

※2 定期改修や、法令等に基づく開放検査等を行う際に補修や部品交換等を行う場合を含みます。

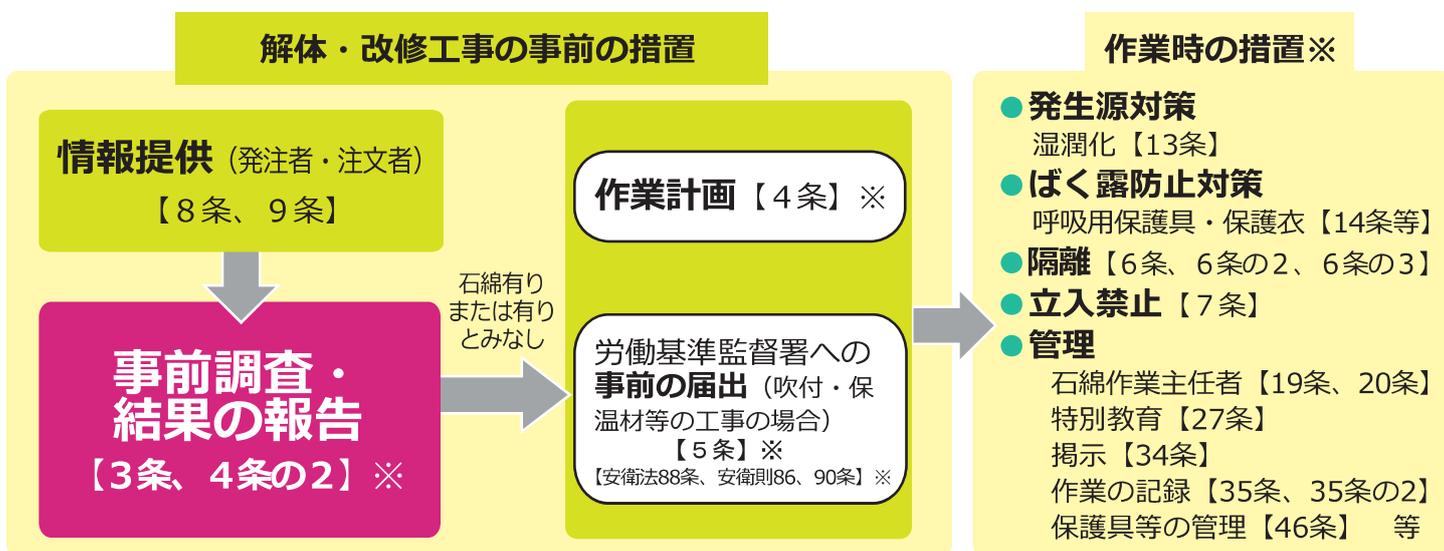
※3 報告対象となる工作物は以下のものです(なお、事前調査自体は以下に限らずすべてが必要です)。

- ▶ 反応槽、加熱炉、ボイラー、圧力容器、煙突(建築物に設ける排煙設備等の建築設備を除く)
- ▶ 配管設備(建築物に設ける給水・排水・換気・暖房・冷房・排煙設備等の建築設備を除く)
- ▶ 焼却設備、貯蔵設備(穀物を貯蔵するための設備を除く)
- ▶ 発電設備(太陽光発電設備・風力発電設備を除く)、変電設備、配電設備、送電設備(ケーブルを含む)
- ▶ トンネルの天井板、遮音壁、軽量盛土保護パネル
- ▶ プラットホームの上家、鉄道の駅の地下式構造部分の壁・天井板



事前調査結果に基づいた工事の実施

事前調査の結果、石綿有りの場合(または有りとみなす場合)は、法令に基づく措置が必要となります。適正な石綿飛散防止・ばく露防止措置を行う上で、石綿の有無を判断する事前調査は不可欠です。



特に記載のあるものを除き、条文は石綿障害予防規則を表します。※は罰則規定のあるもの。建築物の解体等に係る石綿ばく露防止対策等に関連する法令としては、労働安全衛生法以外にも、大気汚染防止法、廃棄物の処理及び清掃に関する法律、建築基準法などがありますので、解体等を行う事業者はこれらの関係法令に基づき適正に作業を行う必要があります。

詳細は、石綿総合情報ポータルサイトをご確認ください!

石綿障害予防規則の概要、法令改正の内容、建築物等の解体・改修工事を行う際に必要な措置等の改正ポイントや、石綿の分析に関するマニュアルなど、事業者・作業員・発注者のそれぞれに向けた情報を掲載しています。

各種手続きについて

事前調査結果報告システムの操作方法について

G Biz ID について

G Biz ID トップ画面「クイックマニュアル」をご確認ください。ご不明点はお問合せ先まで。

「令和4年度建築物等の解体等工事における 石綿の飛散防止対策研修会」を開催します

1. 趣旨

令和3年4月より、改正大気汚染防止法が施行され、全ての石綿含有建材へ規制を拡大するなど、解体、改造・補修工事に従事する事業者の方々の業務に広く関わるものとなり、また、令和4年4月からは、一定規模以上の解体等工事について、事前調査結果の報告制度もスタートしています。

ついては、法改正を踏まえた事前調査に関する注意点やポイント等について事業者の方々を対象とした研修会を下記のとおり開催します。

2. 開催方法

Web開催 (Zoom)

3. 開催日程及び定員

日程1：1月26日(木) 日程2：2月15日(水) 日程3：2月16日(木)

※いずれも上限3,000回線。内容は同じです。

4. 研修会概要

(はじめに)『開会挨拶』

【13:30～13:35】

<環境省水・大気環境局大気環境課>

(講義1)『石綿含有建材の概要及びデータベースの活用』

【講義・質疑 13:35～14:45】

<一般社団法人 JATI 協会 技術参与 浅見 琢也>

(講義2)『リフォーム、戸建て等の解体等工事における石綿事前調査』

【連絡・質疑 14:55～16:05】

<(一社)建築物石綿含有建材調査者協会 理事 石川 宣文>

(連絡事項)『改正大防法について(仮)』

【16:15～16:45】

<環境省水・大気環境局大気環境課>

5. 対象者

建築物等の解体・補修工事や石綿の除去等業務に従事している事業者の方など

6. お申込み方法等

本講習会の事務については環境省の委託を請け、株式会社シャフトが担当します。

株式会社シャフト：令和4年度石綿の飛散防止対策技術講習会・研修会運営事務局

【お申込み】 <https://forms.gle/rKzxrGoHkXCCfwC7> (詳細は裏面)

【お問合せ】 TEL：03-6323-7631 (平日9:00～17:00 年末年始休業日：12月28日～1月4日)

e-mail：reception@shaft-link.co.jp

※申込締切：令和5年1月10日(火) 17:00

※応募者多数の場合は、抽選となります。抽選結果は、令和5年1月19日(木)までに電子メールにてご連絡します。当選された方には抽選結果とともに参加URLをお知らせします。

7. その他

①手元資料は、後日、環境省HPに掲載しますので、必要に応じてダウンロードしてください。

②本研修会の講義については、後日、環境省大気環境課専用チャンネルにて動画配信する予定です。

【お申し込み方法（詳細）】

以下のアドレス又は右の二次元コードから申し込みください。

<https://forms.gle/rKzxprGoHkXCCfwC7>



複数の日に申し込みしたい場合は、申し込みを別々にしてください。
(1件の申し込みにつき、第1希望日、第2希望日、第3希望日の
うち1日が採択されます)

複数の日に申し込みする場合、1つのメールアドレスで申し込み
できるのは1件(日)のみのため、異なるメールアドレスで申し込んで
ください。

1 メールアドレス (必須)

申込者(代表者)のメールアドレスを入力

2 事業者名、所属 (必須)

申込者(代表者)の所属・事業者名を入力

3 事業者名、所属 フリガナ (必須)

申込者(代表者)の所属・事業者名のフリガナを入力

4 申込者(代表者)氏名 (必須)

申込者又は申込者が複数いる場合の代表者の氏名を入力

5 申込者(代表者)氏名 フリガナ (必須)

申込者又は申込者が複数いる場合の代表者の氏名のフリガナを入力

6 連絡先電話番号 (必須)

申込者(代表者)の連絡先電話番号を入力

7 第1希望参加日選択 (必須)

第1希望日 (1/26、2/15、2/16) いずれか1つを選択

8 第1希望参加日 希望回線数 (必須)

9 必要に応じて第2・3希望参加日、回線数を選択ください。

10 予定人数 (必須)

参加予定の合計人数を入力

11 事前質問

研修会当日は質問をお受けすることが出来ません。研修内容に関連する事前質問がある場合は、申込フォームの【事前質問】に記載ください。ただし、全てのご質問に回答することはできかねますので、ご了承くださいますようお願いいたします。

「令和4年度建築物等の解体等工事における石綿の飛散防止対策研修会」参加申込書

開催日：令和5年1月26日(木)、2月15日(木)、2月16日(金)
開催方法：Web開催 (Zoom)
申込締切：令和5年1月10日(火) 17:00まで
令和5年1月19日(金) までに当選可否、当日の視聴方法をメールにてご案内します。

お問い合わせ：運営事務局 株式会社シャフト内
メール問合せ：reception@shaft-link.co.jp
電話番号：03-6323-7631 (平日10:00~17:00)(年末年始休業日 12月28日(水)~1月4日(水))
※本申込書に記載いただいた内容は、本業務の目的以外には使用いたしません。

Google にログインすると作業内容を保存できます。詳細

*必須

メールアドレス*

メールアドレス

事業者名、所属*

(個人の場合は個人名を入力してください)

回答を入力

事業者名、所属 フリガナ*

(個人の場合は個人名を入力してください)

1 事前調査について

(1) 事前調査の対象等（大気汚染防止法第18条の15第1項又は第4項関係）

問1	金属製の建材のみの取り替えや、既存材料の損傷、除去が発生しない工事でも事前調査は必要か。
-----------	---

【答】

建築物等の解体等工事を行う元請業者は事前調査を行う義務がありますが、以下の作業は「建築物等の解体等工事」に該当しないため、事前調査を行う必要はありません。

- ・ 除去等を行う材料が、木材、金属、石、ガラス等のみで構成されているもの、畳、電球等の石綿等が含まれていないことが明らかなものであって、手作業や電動ドライバー等の電動工具により容易に取り外すことが可能又はボルト、ナット等の固定具を取り外すことで除去又は取り外しが可能である等、当該材料の除去等を行う時に周囲の材料を損傷させるおそれのない作業。
- ・ 釘を打って固定する、又は刺さっている釘を抜く等、材料に、石綿が飛散する可能性がほとんどないと考えられる極めて軽微な損傷しか及ぼさない作業。なお、電動工具等を用いて、石綿等が使用されている可能性がある壁面等に穴を開ける作業は、これには該当せず、事前調査を行う必要があること。
- ・ 既存の塗装の上に新たに塗装を塗る作業等、現存する材料等の除去は行わず、新たな材料を追加するのみの作業

参考

○令和2年11月30日付け環水大大発第2011301号 環境省水・大気環境局長通知「大気汚染防止法の一部を改正する法律の施行等について 第3 事前調査 1 事前調査の対象等」
<https://www.env.go.jp/air/air/osen/R1-Main13.pdf>



問2	道路アスファルト舗装改修工事について、事前調査の必要があるか。
-----------	--

【答】

建築物等の解体等工事を行う元請業者は事前調査を行う義務がありますが、以下の作業は「建築物等の解体等工事」に該当しないため、事前調査を行う必要はありません。

- ・ 道路法第2条第1項に規定する道路のうち道路土工、舗装、橋梁（塗装部分を除く。）、トンネル（内装化粧板を除く。）、交通安全施設及び駐車場（工作物のうち建築物に設置されているもの、石綿等が使用されているおそれが高いものとして厚生労働大臣及び環境大臣が告示に掲げる工作物を除く。）

参考

○令和2年11月30日付け環水大大発第2011301号 環境省水・大気環境局長通知「大気汚染防止法の一部を改正する法律の施行等について 第3 事前調査 1 事前調査の対象等」
<https://www.env.go.jp/air/air/osen/R1-Main13.pdf>



問3	平成18年9月1日以降に建てられた建築物の改修工事を行うが、平成18年9月1日以降は石綿の新たな使用が禁止されており、石綿が含有していないことが明らかであるため、事前調査はしないこととしてよいか。
----	--

【答】

そもそも、平成18年9月1日以降に建てられた建築物かどうかを確認する行為が事前調査の一部（建築物等の設置の工事に着手した日の調査）であるため、建築物等の解体等工事を行う場合には、事前調査が必要です。

参考

○令和2年11月30日付け環水大大発第2011301号 環境省水・大気環境局長通知「大気汚染防止法の一部を改正する法律の施行等について 第3 事前調査 1 事前調査の対象等」
<https://www.env.go.jp/air/air/osen/R1-Main13.pdf>



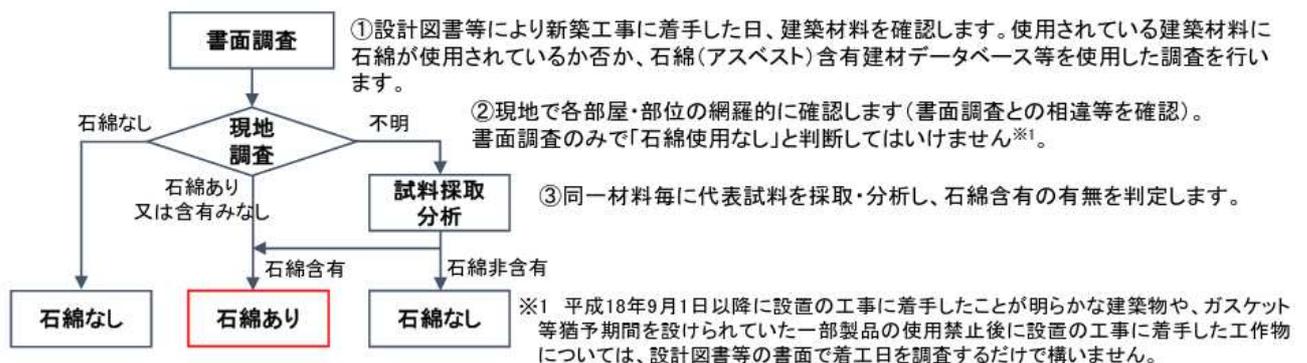
(2) 事前調査の方法（大気汚染防止法第18条の15第1項又は第4項関係）

問1	石綿なしと判断する根拠として、「目視」のみで判断してよいか。
----	--------------------------------

【答】

設計図書等の書面による調査及び目視による調査を行い、石綿が含有しているかが明らかにならなかった場合には分析による調査を行うこととされていますので、「目視」のみで石綿なしとすることはできません。

・事前調査の方法



参考

○環境省石綿飛散防止リーフレット

<https://www.env.go.jp/content/000066248.pdf>



問2	事前調査は書面調査のみで完了してもよいか。
-----------	------------------------------

【答】

原則として、書面調査後に現地での目視調査は行う必要があります。というのも、現場施工の建材やリフォームの実施などで書面の記載と現場の状況が違う場合があるためです。また、石綿の規制は段階的に厳しく改定されてきたため、書面作成時の法令では石綿無しと判断できたものが、現在の規制基準では石綿有りとなる場合もあります。

ただし、建築や建材設置の着手日によっては書面調査のみで完了できる場合があります（以下参考を参照）

参考

○令和2年11月30日付け環水大大発第2011301号 環境省水・大気環境局長通知「大気汚染防止法の一部を改正する法律の施行等について 第3 事前調査 2 事前調査の方法」

<https://www.env.go.jp/air/air/osen/R1-Main13.pdf>



問3	解体工事の事前調査を実施するにあたり、分析調査を必ず行わなければならないのか。
-----------	--

【答】

書面による調査及び現地での目視による調査により解体等工事が特定工事に該当するか否かが明らかにならなかったとき*は、分析による調査を行う必要があります。

ただし、当該解体工事が特定工事に該当するものとみなして、法及びこれに基づく命令中の特定工事に関する措置を講ずる場合は、分析調査を実施する必要はありません。

※ 事前調査の方法は、1（2）問1をご覧ください。

問4	以前に分析した結果があるが、有効か。
-----------	---------------------------

【答】

現在と同じ規制基準（0.1%以上、クリソタイル等6物質）で行った分析結果であれば有効になります。石綿の規制は5%→1%→0.1%超のものと、段階的に厳しく変わってきたため、以前の規制基準の分析結果では、石綿無しと判断できないためです。

問5	事前調査の有資格者がいない場合、令和5年10月1日以降に行う建築物の事前調査はどのように実施すればよいか。
-----------	--

【答】

有資格者がいない場合は、元請業者の責任において、別業者の有資格者に事前調査を委託することも可能です。

その場合、実際の現場において事前調査を行った範囲や内容について説明を受けるよう努めてください。

問6	事前調査の資格を取得するためにはどうすればよいか。
-----------	----------------------------------

【答】

令和5年10月1日以降に着手する解体等工事に係る建築物の事前調査は、建築物石綿含有建材調査者または日本アスベスト調査診断協会の登録者が行う必要があります。講習を受講したい場合は、下記の講習機関まで直接お問い合わせ下さい。また、令和5年10月1日までの間も、これらの資格者に調査を依頼することが望ましいです。

参考

○建築物石綿含有建材調査者講習
<https://www.ishiwata.mhlw.go.jp/course/>



○日本アスベスト調査診断協会
<https://www.nada20090620.com/admission/>



(3) 事前調査の記録・備え置き（大気汚染防止法第18条の15第3項、第4項又は第5項関係）

問1	発注者に対して書面にて説明した事前調査の資料は、説明の後は、破棄してもよいか。
-----------	--

【答】

事前調査に関する記録の他、発注者に対して書面にて説明した事前調査の資料の写しは、元請業者が解体等工事の終了した日から3年間保存しなければなりません。ただし、電磁的記録を使用して保存することもできます。

参考

○令和2年11月30日付け環水大大発第2011301号 環境省水・大気環境局長通知「大気汚染防止法の一部を改正する法律の施行等について 第3 事前調査 4 事前調査に関する記録」
<https://www.env.go.jp/air/air/osen/R1-Main13.pdf>



問2	事前調査に関する記録の備え置きとは何か。
-----------	-----------------------------

【答】

事前調査に係る工事を行う際は、事前調査に関する記録の写しを現場に備えおく必要があります。これは工事業者や行政の職員が石綿の使用箇所等を確認できるようにするためのものです。そのため”備え置く”というのは、工事を行う業者や、行政の職員が確認できる状態であれば問題ありません。記載事項については次のとおりです。

(記録事項)

- ・解体等工事の発注者の氏名又は名称及び住所（法人の場合は代表者の氏名）
- ・解体等工事の場所

- ・解体等工事の名称及び概要
- ・事前調査の終了年月日及び事前調査の方法
- ・解体等工事に係る建築物等の設置の工事に着手した年月日（一部の設備については建築材料を設置した年月日）
（以下、※は大気汚染防止法施行規則 第16条の5 第1号イからホ に該当する場合は不要）
- ・解体等工事に係る建築物等の概要※
- ・改造し、又は補修する作業の場合は、当該作業の対象となる建築物等の部分※
- ・調査者などの氏名（建築物の解体等工事の場合、令和5年10月1日から）※
- ・分析による調査を行ったときは、調査を行った箇所、調査者の氏名及び所属機関又は法人の名称※
- ・各建築材料が特定建築材料に該当するか否か（みなした場合はその旨）及びその根拠※

問3	事前調査の記録の現場への備え置きは、現場事務所等がないため、会社に保管しておけばよいか。
-----------	---

【答】

会社等ではなく、当該解体工事の現場に備え置く必要があります。なお、備え置くとは、事前調査に関する記録の写しを現場で確認可能な状態であればよいです。現場事務所等がない場合でも、工事車両に備え置く、電子機器等で確認できる状態にしておくなどでも差し支えありません。

参考

○令和2年11月30日付け環水大大発第2011301号 環境省水・大気環境局長通知「大気汚染防止法の一部を改正する法律の施行等について 第3 事前調査 5 事前調査に関する記録の写しの備置き」

<https://www.env.go.jp/air/air/osen/R1-Main13.pdf>



2 事前調査結果の報告について

(1) 報告対象（大気汚染防止法第18条の15第6項関係）

問1	事前調査をした結果、石綿が無い場合は行政へ報告しなくともよいか。
-----------	---

【答】

石綿の有無に関わらず、次の要件に該当する場合は行政への報告が必要です。

解体等工事の対象	解体等工事の種類	報告対象となる範囲
全ての建築物	解体	作業対象の床面積の合計が80㎡以上
	改造・補修	請負代金の合計額が税込み100万円以上
特定の工作物※	解体、改造・補修	請負代金の合計額が税込み100万円以上

※ 報告対象となる工作物（令和2年10月7日 環境省告示第77号）は、次のとおりです。

- | | |
|---------------------------|----------------------|
| ①反応槽 | ⑨変電設備 |
| ②加熱炉 | ⑩配電設備 |
| ③ボイラー及び圧力容器 | ⑪送電設備（ケーブルを含む） |
| ④配管設備（建築物に設ける給水設備等を除く） | ⑫トンネルの天井板 |
| ⑤焼却設備 | ⑬プラットホームの上家 |
| ⑥煙突（建築物に設ける排煙設備等の建築設備を除く） | ⑭遮音壁 |
| ⑦貯蔵設備（穀物を貯蔵するための設備を除く） | ⑮軽量盛土保護パネル |
| ⑧発電設備（太陽光発電設備及び風力発電設備を除く） | ⑯鉄道の駅の地下式構造部分の壁及び天井板 |

参考

○令和2年11月30日付け環水大大発第2011301号 環境省水・大気環境局長通知「大気汚染防止法の一部を改正する法律の施行等について 第3 事前調査 7 事前調査結果等の報告」

<https://www.env.go.jp/air/air/osen/R1-Main13.pdf>



問2	改修工事の場合、請負代金の合計額が100万円以上であるものが、報告対象となっているが、「請負代金の合計」に、事前調査の費用も含まれるか。
-----------	---

【答】

事前調査の費用は含まれません。

「請負代金の合計」とは、材料費も含めた作業全体の請負代金の額をいい、事前調査の費用は含まないが、消費税を含む額としています。

参考

○令和2年11月30日付け環水大大発第2011301号 環境省水・大気環境局長通知「大気汚染防止法の一部を改正する法律の施行等について 第3 事前調査 7 事前調査結果等の報告」

<https://www.env.go.jp/air/air/osen/R1-Main13.pdf>



問3	壁、天井に穴をあけて機械を設置するが、設置費用が30万円で材料費が80万円の場合、行政への報告は不要と考えてよいか。
-----------	---

【答】

壁、天井に穴をあける場合は、建築物の改造・補修に該当し、材料費も含めて、当該作業の請負代金の合計^{*}が100万円以上となるため、行政への報告が必要です。

※ 請負代金の合計の考え方は、2（1）問2をご覧ください。

問4	解体等工事を複数に分割して契約した、個別の契約では報告要件未滿だが、すべての契約を合わせると報告要件を超える。行政への報告は必要か。
-----------	---

【答】

解体等工事を同一の者が二以上の契約に分割して請け負う場合、一の契約で請け負ったものとみなし、行政への報告は必要です。

参考

○令和2年11月30日付け環水大大発第2011301号 環境省水・大気環境局長通知「大気汚染防止法の一部を改正する法律の施行等について 第3 事前調査 7 事前調査結果等の報告」

<https://www.env.go.jp/air/air/osen/R1-Main13.pdf>



問5	工作物を解体（改造・補修）する場合、行政への報告は不要か。
-----------	--------------------------------------

【答】

対象となる工作物^{*}であって請負代金の合計額が100万円以上の場合、行政への報告が必要です。

なお、船舶の解体（改造・補修）を行う場合は、労働基準監督署のみ報告が必要になるので、注意してください。

※ 令和2年10月7日 環境省告示第77号のとおりであり、2（1）問1をご覧ください。

問6	建築物等の解体等工事に該当しない場合は事前調査の必要がないため、行政への結果報告も不要と考えてよいか。
-----------	--

【答】

貴見のとおりです。

（2）行政への報告方法等（大気汚染防止法第18条の15第6項関係）

問1	工事の下請業者が元請業者から依頼を受けて代理で報告を行うことは可能か。
-----------	--

【答】

元請業者が事前調査結果を行政へ報告しなければなりませんので、下請業者が代わりに報告を行うことはできません。

問2	いつまでに報告すればよいか。
-----------	-----------------------

【答】

事前調査後に調査結果の整理など必要な作業を行った上で速やかに報告をお願いします。遅くとも解体等工事に着手する前に報告をお願いします。ただし、解体等工事に係る建築物等の構造上、解体等工事に着手する前に目視することができない箇所があった場合、着手した後に目視が可能となった時点で調査を行い、再度報告を行ってください。

参考

○令和2年11月30日付け環水大大発第2011301号 環境省水・大気環境局長通知「大気汚染防止法の一部を改正する法律の施行等について 第3 事前調査 7 事前調査結果等の報告」

<https://www.env.go.jp/air/air/osen/R1-Main13.pdf>



問3	報告の方法について詳しく知りたい。
-----------	--------------------------

【答】

石綿使用の有無に関わらず報告対象の解体等工事についての報告は、原則として石綿事前調査結果報告システムから報告をお願いします。環境省のウェブページに動画で詳しく入力方法などを掲載されています。

参考

○石綿事前調査結果報告システム

<https://www.ishiwata-houkoku.mhlw.go.jp/shinsei/>

○環境省 石綿事前調査結果の報告について

https://www.env.go.jp/air/asbestos/post_87.html



問4	どこに報告すればよいか。
-----------	---------------------

【答】

石綿事前調査結果報告システムの入力画面において、工事現場情報を入力する（郵便番号検索を行う）と報告先が自動入力されます。念のため、報告先を確認したい等の場合は、以下URLを参照してください。

参考

○解体等工事における石綿飛散防止に関する報告・届出・お問い合わせ先

https://www.env.go.jp/air/asbestos/post_87/post_98.html

